

第46回定時株主総会招集ご通知についての 電子提供措置事項

（ 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

1. 新株予約権等の状況
2. 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
3. 会社の支配に関する基本方針
4. 株主資本等変動計算書
5. 個別注記表

（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

株式会社オービックビジネスコンサルタント

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」という。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
- ・社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図る。
- ・監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- ・内部監査室の配置により、内部統制システムが有効に機能しているかを確認し整備方針・計画の実行状況を監視する。
- ・コンプライアンス全体を統括する総括責任者及びコンプライアンス担当の配置、コンプライアンスに関連する規程の作成及び整備、そして倫理研修の定期的実施等により、役員及び使用人等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう指導する。
- ・当社及び当社の子会社は、各社が定める社内規程等を整備・遵守し、適正な業務執行を行う。また、当社及び当社の子会社の事業に適用される法令等を識別し、その内容に関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。
- ・相談・通報体制を設け、役員及び使用人等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気づいたときは、社内及び社外の相談窓口等に通報しなければならないと定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針、さらにコンプライアンス・プログラムの要求事項を、実施し、維持し、及び継続的に改善していく。

③当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程を整備し平時における事前予防体制を整備する。
- ・ リスク管理の実効性を確保するために、組織横断的対応かつ継続的な監視を目的として、内部統制委員会及び個人情報保護委員会を設置し、各委員会の審議結果は、取締役会、経営委員会及び監査役会に報告される。
- ・ 経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じる。

④当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社の子会社は、各社が定める社内規程等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われるよう体制を整備する。

取締役会は原則月 1 回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営委員会を毎月 1 回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。経営委員会は常勤取締役及び関係する部長職、必要に応じて社外取締役の参加にて開催する。また本部責任者をメンバーとする本部長会議を毎週開催し、絞り込んだテーマについて、時間をかけて議論を行う。

⑤当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・ 関係会社の株式会社オービック、子会社及び関連会社との緊密な連携をもとに OBC ブランドの維持・向上に努める。
- ・ 子会社及び関連会社の独立性を尊重しつつ、事業内容や財産の状況及び損益の状況についての定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。また、会計監査人の監査を実施し、その状況を取締役会及び監査役会で報告している。

⑥監査役職務を補助すべき使用人

現在、監査役職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 前号に定める監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、使用人の指揮命令を受けない。
- ・ 前号に定める監査役スタッフの発令・異動・考課・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとする。

⑧当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 監査役の職務の効率的な遂行のため、取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告する。この重要事項には、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。
- ・ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに報告する。また、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社の取締役及び監査役との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ・ 監査役への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅延なく行う。
- ・ 監査役へ報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
- ・ 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力する。
- ・ 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度を貫く。

- ・ 当社就業規則に、反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度を貫き、いかなる取引も行ってはならない旨を記載し、役員、使用人へ周知徹底している。
- ・ 平素より反社会的勢力及び団体に関する情報収集を図り、万一不当要求等の事態が発生した場合には警察や顧問弁護士と迅速に連絡を取り、速やかに対処できる体制を構築している。

⑫財務報告の信頼性を確保するための体制の整備

金融商品取引法の定めに基づく財務報告に係る内部統制は、企業として最も重視すべき課題の1つであると認識し、外部に公表する財務報告の重要な事項に虚偽記載が生じないための社内体制の構築をする。内部統制の整備及び運用の状況を、毎年、内部監査室にて評価し、監査法人による監査によってその有効性を確認する。内部統制の有効性を確保することで、財務報告の信頼性と適正性を高める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

コーポレートガバナンスとは、効率的かつ健全な企業経営を可能にする体制を構築し、当社の経営に様々な場面で関わりを有する株主、債権者、従業員、取引先、消費者、地域社会といったステークホルダーの利益を適切に調整するための企業経営の基本的枠組みのあり方であると考えており、コーポレートガバナンスの充実は、経営上の重要な課題であると認識しています。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部監査室は、社内諸規程に基づき、社内の会計監査、業務監査、業務の改善提案を行っており、内部統制委員会は、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングしている。また、内部統制委員会は、組織横断的対応かつ継続的な監視を目的としており、内部監査室と連携して機能させている。
これらの監査結果等については、定期的に取り締役会及び監査役会に報告をしている。
なお、決算開示資料については、取締役会に付議した後開示を行うことにより適正性を確保している。
- ② 取締役会は8回開催され（その他書面決議による取締役会を5回実施）、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行った。また取締役会の業務執行の適正性及び効率性を高めるため、経営委員会を12回開催した。経営委員会の場においては、取締役会への提案事項を含め、時間をかけ検討を行った。
- ③ 監査役会は12回開催され、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行った。また、監査役は取締役会に出席し、監査の実効性の向上を図っている。さらに会計監査人及び内部監査室との情報交換により連携をしており、内部統制に対して十分な監視機能を有している。
その他、取締役会全体の実効性の評価を行うにあたって、監査役が取締役に對して個別ヒアリングを行うなど積極的に関与し、その結果は取締役会で報告され、議論の上で評価をしている。
- ④ 情報セキュリティ対策として個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした社員教育を実施した。
- ⑤ 役員・従業員一人ひとりが業務を遂行するに当たり心掛けるべき具体的な内容をまとめている「コンプライアンスの手引き」を最新の法令等に基づき更

新し、周知・徹底を図った。また、コンプライアンスに関する最近の事例も網羅した内容でのeラーニング及びチェックテストを実施し、法令遵守に対する一層の意識向上に取り組んだ。

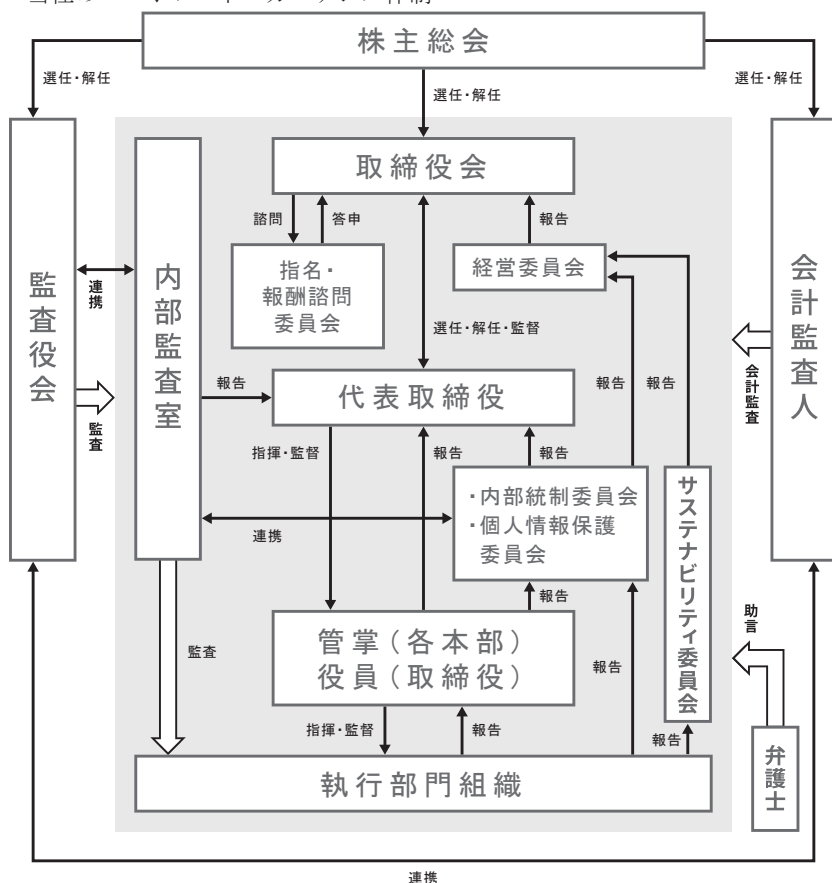
- ⑥ 反社会的勢力との関係を一切持たぬよう、役員・使用人の意識醸成に努めるとともに、各種取引契約書等には反社会的勢力排除に関する記載を盛り込み、業務の適切性と安全性の確保に努めている。

(参考) コーポレート・ガバナンスに関する事項

第1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの充実、経営上の重要な課題であると認識しております。企業価値向上のための的確な意思決定、これに基づく迅速な業務執行、及び適正な監督・監視を可能とする経営体制を構築するとともに、各役員及び従業員のコンプライアンス意識を高める研修・教育を徹底し、総合的にコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができるよう努めます。

第2 当社のコーポレート・ガバナンス体制



3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な対抗措置は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

4. 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	10,519,000	18,415,000	23,141	18,438,141	140,610	92,100,000	15,202,511	107,443,122
当期変動額								
剰余金の配当							△7,141,610	△7,141,610
当期純利益							16,182,920	16,182,920
自己株式の処分			12,133	12,133				
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	12,133	12,133	—	—	9,041,310	9,041,310
当期末残高	10,519,000	18,415,000	35,274	18,450,274	140,610	92,100,000	24,243,822	116,484,432

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△222,915	136,177,348	12,717,121	12,717,121	148,894,469
当期変動額					
剰余金の配当		△7,141,610			△7,141,610
当期純利益		16,182,920			16,182,920
自己株式の処分	1,936	14,070			14,070
自己株式の取得	△226	△226			△226
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,040,383	1,040,383	1,040,383
当期変動額合計	1,710	9,055,154	1,040,383	1,040,383	10,095,537
当期末残高	△221,205	145,232,502	13,757,504	13,757,504	158,990,007

5. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品・貯蔵品

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

車両運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産

ソフトウェア (自社利用分) については、社内における見込利用可能期間 (5年) による定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時に一括して費用処理しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社は、主な収益を「プロダクト」及び「サービス」の売上区分から生じる収益と認識しております。当該売上区分別の収益認識の時期は以下のとおりです。

プロダクトは「ソリューションテクノロジー」と「関連製品」に分けて収益を認識しております。

①ソリューションテクノロジー

ソリューションテクノロジーは主に奉行シリーズ等当社が開発・提供するサービスであり、クラウド（SaaS等、クラウド環境下で提供するサービス）とオンプレミス（顧客の自社内のサーバー等にインストールして利用するソフトウェア）に分けられます。

このうちクラウドでは、顧客とのサービス利用契約に基づき主に1年の期間にわたりクラウド環境下でサービスを提供する履行业務を負っており、時の経過にわたり当該履行義務が充足されるため、サービス利用期間に応じて期間按分して収益を認識しております。

またオンプレミスでは、主にソフトウェアのライセンス販売取引としてライセンスを供与する履行義務を負っており、供与時点で存在するライセンスの使用を許諾することにより当該履行義務が充足されるため、ライセンスの供与を開始した時点で収益を認識しております。

②関連製品

当社の奉行シリーズで使用されるサプライ用紙（専用用紙等）の物品販売や奉行シリーズと連携する他社ソリューションを当社が仕入販売する取引であります。関連製品を顧客に引き渡す履行義務を負っており、主に支配が顧客に移転する納品時に履行義務が充足されるため、関連製品を納品した時点で収益を認識しております。

サービスは「保守」と「その他サービス」に分けて収益を認識しております。

①保守

奉行シリーズ等の当社が提供するソフトウェアの保守契約であります。主に1年の期間にわたりソフトウェアの利用に関連する問合せや障害対応などの保守サービスを提供する履行義務を負っており、時の経過にわたり当該履行義務が充足されるため、サービス利用期間に応じて期間按分して収益を認識しております。

②その他サービス

主な内容は、奉行シリーズ等の当社が提供するソリューションテクノロジーの操作指導等のユーザー業務であります。

操作指導では、顧客との契約で定められた指導時間又は回数にわたり指導を実施する履行義務を負っており、指導を行うごとに当該履行義務が充足されるため、実施した指導時間又は回数に応じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

改正された「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を、当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項但し書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額		1,841,566千円
(2)関係会社に対する金銭債権	短期金銭債権	506千円
(3)関係会社に対する金銭債務	短期金銭債務	21,573千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	1,710千円
	売上原価	150,004千円
	販売費及び一般管理費	11,625千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	75,404千株	一千株	一千株	75,404千株

(2)自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	230千株	0千株	2千株	228千株

(注) 普通株式の自己株式数の増減は、単元未満株式の買い取りによる増加30株と、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少2千株によるものであります。

(3)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

イ. 2024年6月24日開催の第45回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	3,382,820千円
・1株当たり配当額	45円
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月25日

ロ. 2024年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	3,758,789千円
・1株当たり配当額	50円
・基準日	2024年9月30日
・効力発生日	2024年11月18日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2025年6月23日開催の第46回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	3,758,788千円
・1株当たり配当額	50円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月24日

(4)当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

余資の運用については、安全性、流動性及び収益性等の各種要素を総合的に考慮した上で、金融商品を選定する方針を採っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び電子記録債権、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に配当収入を期待する投資有価証券の運用ですが、市場価格及び為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程及び売掛債権管理に関しての内規に従い、営業部門並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。（（注）1. 参照）

また、「現金及び預金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	31,362,863	31,362,863	—
資産計	31,362,863	31,362,863	—

(注) 1. 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	6,389
関係会社株式	9,196

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	161,057,982	—	—	—
合計	161,057,982	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	10,193,296	—	—	10,193,296
その他	21,169,567	—	—	21,169,567
資産計	31,362,863	—	—	31,362,863

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2025年3月31日）

時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式等は取引所の価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税否認額	240,869千円
未払費用否認	385,889千円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,744千円
会員権評価損否認額	26,594千円
退職給付引当金繰入超過額	1,072,317千円
投資有価証券評価益	570,953千円
投資有価証券評価損否認	72,911千円
長期未払金	247,808千円
その他	1,364,272千円
繰延税金資産計	3,983,360千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 6,326,443千円
繰延税金負債計	△ 6,326,443千円
繰延税金負債の純額	△ 2,343,083千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率の変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）の金額は96百万円増加し、法人税等調整額が83百万円、その他有価証券評価差額金が180百万円、それぞれ減少しております。

8. 持分法損益等に関する注記

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

取引がないため記載を省略しております。

(2) 兄弟会社等

種 類	会社等の 名 称	資 本 金 又 は 出 資 金 (千円)	事業の内容 又 は 職 業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
その他の 関係会社 の子会社	藤オービック オフィスオー メーション	320,000	OA関連機器 の販売及び 消耗品の販売	—	兼任4人	当社ソフト ウェア プロダク トの販売	営業取引	5,200,605	売掛金 未払金	2,429,593 108,128

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方法等

市場の動向及び実勢価格を勘案して毎期価格交渉の上で決定しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

売上区分別に分解した金額及び収益認識の時期は、以下のとおりであります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

売上区分・品目	一定期間にわたって 認識する収益	一時点で認識する 収益	合 計
プロダクト	26,138,070	5,733,595	31,871,666
ソリューションテクノロジー	26,138,070	1,541,942	27,680,013
関連製品	—	4,191,653	4,191,653
サービス	15,100,701	11,914	15,112,615
合 計	41,238,772	5,745,509	46,984,282

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

（単位：千円）

	当事業年度
契約負債（期首残高）	33,492,775
契約負債（期末残高）	33,637,821

主にソリューションテクノロジーのクラウド及び保守サービスにかかる顧客からの前受金及び前受収益に関連するものになります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた残高は、26,068,229千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

なお、契約負債の一部については収益の認識が見込まれる期間の把握が困難であるため、下記の表には含めておりません。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	28,330,096
1年超～5年以内	4,116,093

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,114円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 215円27銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(1)退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

なお、退職金一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

また、2017年4月1日付で当社は、退職一時金制度を最終給与比例方式から、従業員の勤続年数や役職等に応じて付与されるポイントに基づいて給付額が計算されるポイント制に移行しております。

②確定給付制度

イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	3,346,543千円
勤務費用	447,401千円
利息費用	44,525千円
数理計算上の差異の発生額	△352,404千円
退職給付の支払額	△79,529千円

退職給付債務の期末残高 3,406,536千円

ロ. 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,406,536千円
非積立型制度の退職給付債務	3,406,536千円
退職給付引当金	3,406,536千円

ハ. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	447,401千円
利息費用	44,525千円
数理計算上の差異の費用処理額	△352,404千円
確定給付制度に係る退職給付費用	139,521千円

ニ. 数理計算上の計算基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分	給付算定式基準
割引率	1.6%（加重平均で表しております。）

(2) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

本社及び支店等の不動産賃貸借契約書に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5～15年と見積り、割引率は国債流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	368,369千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	12,551千円
時の経過による調整額	459千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
その他増減額（△は減少）	－千円
期末残高	381,380千円

(3) 追加情報

該当事項はありません。